

社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員退職手当積立金規程

社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員退職積立金規程（昭和52年8月11日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 職員退職手当金支給規程の規定に基づき職員に支給する退職手当の資金に充てるため、職員退職手当積立金（以下「積立金」という。）を積み立てるものとする。

（積立額）

第2条 積立金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

（管理）

第3条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 積立金の運用によって生ずる収益は、町田市社会福祉協議会一般会計収入支出予算に計上して、積立金に編入する。

（繰替運用）

第5条 会長は、財政上に必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて積立金に属する資金を各会計に繰替えて運用することができる。

（処分）

第6条 積立金は第1条の資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 この規程の制定により社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員退職積立金規程（昭和58年8月11日施行）は廃止する。

平成24年8月17日 制 定